

昌子の広場

第119報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



文化財保護事業用地等価交換へ
 数億円の損害が顕在化
 藤沢市の事業仕分けを傍聴

目次

- ・文化財保護事業用地の処分 P1-3
- ・藤沢市の事業仕分けを傍聴 P3-4
- ・昌子の広場 P4

大阪府と等価交換の動き、損失顕在化！

土地開発公社文化財保護事業用地のその後

文化財保護事業用地をめぐる経過

- H9.3 市の土地開発公社が府立弥生文化博物館横の用地を先行取得
- H12 当初予定していた買い戻し時期になっても、財政事情を理由に大阪府はこの地の買い戻しを行わず、代わりに大型バスの駐車場用地として賃借料を公社に支払い
- H16.6 土地開発公社の決算審査で私の指摘で問題化。市は大阪府とは口約束で府と交わした文書は存在しないと答弁
- H17.9 市は大阪府との確認書*の存在を認める
 *確認書の内容
 府は H12 年度を目途に、実勢価格で買い戻す
- H18.5 大阪府に買い戻しを求めるよう住民監査請求提出
- H18.6 土地開発公社は監査請求の対象とならないとして却下
- H18.9 住民訴訟提訴
- H20.9 大阪府と市の確認書は法的に有効とは認められず、紳士協定の様なもので、府の買い戻し義務は無いとして敗訴（控訴せず確定）
- H23 大阪府も道義的責任から、この土地を等価交換する動きが出てくる



朝日新聞でこのように大きく取り上げられた文化財保護事業用地の問題は、平成 16 年の 6 月議会で土地開発公社の決算審査の時に私が「文化財保護事業用地として、随分のお金が計上されています。どういう事業計画があって取得されたのか御説明ください。」と質問したことが契機で明らかになった問題です。この土地の先行取得については、不透明な点が多々あり、大阪府の買い戻しが行われなまま土地の値下がり金利負担で、巨額の損失を抱えているものです。

住民訴訟で大阪府の買上を求めて争いましたが、肝心の確認書の署名が大阪府が文化財保護課長、和泉市が教育次長で土地の契約書としていずれも法的に代表する地位に無いことから、確認書による大阪府の買い戻し義務は無く、紳士協定に留まるものであるとして敗訴しました。

しかし、大阪府もこの土地を市が取得した経緯は十分理解していることから、何らかの対応が無いか模索した結果、今回の等価交換での処理が浮上したものです。等価交換するには市は公社から帳簿価格で買い戻す必要があり、大阪府は実勢価格での等価交換を主張していますので、損失が顕在化します。

●この土地は本当に必要な土地であったのか？

この土地の取得目的は、池上曽根遺跡周辺から出土する文化財を保管し、それを展示研究するセンターの建設用地として和泉市土地開発公社に先行取得させたものです。ところが平成9年にこの土地を取得した後、このセンターの建設の計画は全く行われず、8億の土地は隣の府立弥生文化博物館の駐車場として利用されているだけです。店ざらしとなっているのです。又埋蔵物の保管場所が無いと言っていたのに、取得した時から既に10年以上も経過し、埋蔵物が多数出土していますが、特に問題は起こっていません。

要するにこの土地は市が言うような理由で取得したのではなく、何らかの別の理由があるとしか考えられません。

●何故和泉市が先行取得したのか？

この計画の展示センターは、大阪府の事業です。それでは何故和泉市が大阪府に代わって取得したのでしょうか。大阪府の財政上の問題で和泉市が代わって取得したと言っていますが、不透明な部分があります。最近平成8年当時の稲田市長が大阪府の教育長に対し、弥生博物館横の用地を買上、埋蔵物の展示センターとするよう要望書を出していることが判りました。その文書には手続は全て和泉市で行い、和泉市土地開発公社に先行取得させるとあります。

大阪府の依頼で取得したのであれば、確認書の内容がずいぶん市にとって不利に作られていると疑問を持っていましたが、事情が良くわかりました。大阪府の代わりに市が取得したのなら、土地の値下がりの評価損や金利負担は全て大阪府が面倒見るのが筋ですが、そう単純には行かない理由がわかりました。

●確認書の存在を何故否定し続けたのか？

この確認書とは、府と市がこの土地を取得するにあたり、関係者が交わしたもので、買い戻し時期、その価格等を相互に確認したもので、市も府も正規の決裁を得たものです。

ところが、私が市と府の間で取り決めた文書の提出を求めたところ、市は府との信頼関係で行ったものでそのような文書は一切存在しないと答弁していました。そのようなことはおかしいと何回も質問しましたが頑として文書は無いと言い張りました。

ところが新市長が誕生して直ぐのある日突然、文書が見つかったと言いだしたのです。井坂市長の指示で再度調べて見つかったと言っていますが、信用できません。夫が大阪府に情報公開請求して直ぐ見つかったとはあまりにタイミングが良すぎます。

更にこの確認書に重大な事が取り決められていました。府が買い戻すときの価格は実勢価格とするとの項目です。市はこれが見つかるまでは帳簿価格で買い戻して貰うので、土地の値下がりや金利負担は府が負担すると言っていました。実勢価格となると先行取得してからの土地値下がりの損失は全て和泉市が負担しなければなりません。私はこのことが露見するのを恐れて、確認書の存在を否

定したのではないかと思います。確認書の存在を失念していたと市が答弁しましたが、多くの関係者が当時在籍し、この確認書の決裁伺いを起案した担当者も、当時同じ職場に在籍している事をみても、8億円の土地の取得にあたっての買い戻し時期や、その価格を取り決めた文書の存在を全ての関係者が失念するなど誰が信じることが出来るでしょうか。もしそれが事実なら、市の仕事に関する責任感の欠如と職務怠慢のそしりは免れません。

●確認書の署名を何故誤ったのか

住民訴訟の判決では

普通地方公共団体間で取り交わされた売買の一方の予約ないし売買の予約が、両当事者を法的に拘束する効力を持つといえるためには、それが当該普通地方公共団体を適法に代表する権限のある者同士によって締結されたものでなければならぬというべきである。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律24条3号、4号は、教育財産を取得し、及び処分すること、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶことをいずれも地方公共団体の長の職務権限として規定している。)

本件確認書に記名捺印したのは府教育委員会側がその文化財保護課長、和泉市教育委員会側が教育次長であり、それぞれ府及び和泉市のみならず、府教育委員会及び和泉市教育委員会を代表する権限を有しているとも認め難いことから、本件確認書は、前記のとおり府及び和泉市の各教育委員会の実務担当者間において本件土地を和泉市が先行取得した上府において買い取る旨の合意が成立したことを受けて作成されたものであるとしても、その法的効力については、上記の内容を双方の政治的ないし道義的目標として相互に確認する趣旨の基本合意(取り決め)ないしいわゆる紳士協定にすぎないものと解される

と説示しており、何故このような不適法な確認書を交わしたのか、担当職員が無知であったのかそれとも本案件が知事や市長が署名するに値する迄に相互に確認されていなかったのか(特に大阪府側が)判然としません。

●駐車場の賃料でお茶をにごしていたが

大阪府も責任を感じていたのか、買い戻し予定時期以降の平成13年度以降、この土地を府立弥生博物館の大型バスの駐車場として使用し、その賃料を負担しています。平成13年度当初は金利負担相当分を賃料として面倒見ていましたが、その後府の財政事情で賃料は引き下げられています。

この訴訟を起こしてから、府は金利負担と賃料の差を大阪府市町村振興補助金として補助することが平成18年度に決定され、市が補正予算の歳入でその分を計上しました。しかしオンブズ和泉がその補填分は本来大阪府が買い戻し出来ない事の代償であり、そのような不始末を何の関係もない行財政改革に資するとして補助金として支出するのは違法との住民訴訟を受けて、あわてて府は市にその申請を辞退するよう要請し、渋々市が取りやめた茶番劇もありました。

●橋下改革で俄に先行きが不透明に

橋下改革で府立弥生文化博物館は見直しの対象とされ、新たに展示センターの建設などあり得ず、この土地の買い戻しは事実上不可能となり、今回の等価交換による処理が浮上したものと思います。

●今回の等価交換のスキームは

大阪府がこの土地を買い上げる事が事実上不可能となった事から、相互に所有する土地を交換することによって問題解決を図るものです。今となってはやむを得ない処理と考えます。

大阪府が和泉市に所有し、市が有効活用が図られる土地として以下の土地の交換を要請しています。

	面積(m ²)	推定時価(万円)	備考
① 横山高校跡地	38,787	5,000	校舎等撤去費を控除
② 伯太府宮住宅用地	8,224	45,000	
③ 北信太住宅用地	5,000	28,000	

和泉市はこの土地の活用方法として

①横山高校跡地はスポーツや文化の振興の為の教育施設として、②伯太府宮住宅用地は市営住宅建設などの施設移転用地として、③北信太住宅用地(サン燦プール用地)は借地料の削減 としています。

一方大阪府はこの要請に対し①と③について交換対象とする一次回答があり、市の要請とは現時点では差があると言うことです。

大阪府は時価での等価交換を主張しており、これは先の確認書の記載を受けたものです。②が交換の対象となるか否かが今後の交渉のポイントとなります。

和泉市は土地開発公社から約9.5億円で買い戻すこととなりますので、大阪府の案となると多大な損害が和泉市に発生することになります。

この損害の発生は、もともとこの土地を8億円をかけて取得する意味が本当にあったのが厳しく問われることとなります。計画も定かでない埋蔵物展示センター用地として取得し、結果的に塩漬け土地となり、等価交換で大きな損失を発生した事の責任(当時の市長等の)は厳しく追及されなければなりません。

今9.5億円もあれば重要な政策課題の実現が可能であり、等価交換が実現したとしても①～③の土地がそれに相応しい土地とは到底考えられません。杜撰な事業決定からほぼ15年を経過し、このような市民の税金の無駄遣いが明らかになります。

藤沢市事業仕分け傍聴記！

7月16日(土)、17日(日)の両日神奈川県藤沢市の事業仕分けを傍聴してきました。

藤沢市は人口40万5千人で地方交付税不交付の財政的に

は恵まれた自治体です。

事業仕分けの取り組みは今年で3回目です。過去の仕分け結果で、昨年の仕分け結果は不要1、民間3、要改善(委託等)6、要改善(委託以外)24、現行10で、その結果市の方針は民間3、改善(委託等)5、改善(委託以外)21、現行15となっています。

私は2日間傍聴しましたが、傍聴者は初日190人。2日目140人でおおよそ340人とのことでした。通常市民の関心は初年度に高いかと思いますが、藤沢市の場合は21年は1日だけで180人。2年目は2日間で300人だったそうで、今年は昨年より人数は増えています。

しかし私の見た範囲では市職員が半数以上おられたように思います。市民の真の関心度を測る上では傍聴者の人数だけでは、あまりあてにならないと感じました。

事業仕分けは各自自治体で色々のスタイルがあるようですが、藤沢市の場合は構想日本が事業を受託し、仕分け人も派遣されています。

仕分け人は事業によって5人か6人。約半数は市民から選ばれていました。そして昨年から、市民の意見を仕分けに反映したいとのことで、市民評価委員が7人おられました。私たち傍聴者にも配布された厚さ1cmぐらいの冊子が出来上がったのは、事業仕分け日の約3週間前だったそうです。それから仕分け人さん達の準備が始まり、担当部署への問い合わせもあったようです。

私が傍聴した中のいくつかをご紹介します。

●○○地区整備事業

平成18年から取り組んでいる事業で、平成23年予算は1億5千万円。22年は2億円。21年は2.6億円と言った事業費で推移しています。

この事業は農業専用地域であったところを組合区画整理事業で市街地に編入しようとするものです。

地権者の76%、面積にして90%の同意は得ているものの、組合設立には至っていません。

仕分け人からはそもそも地価上昇時にはこの手法が活かされてきたが、地価の下落がやまない今はとても採算が合わないのではないかと指摘がありました。それに対して行政側は「そもそも農地だったので、ゲンブしても採算は取れる。」と答弁。

また違う仕分け人からは「どうい街をつくるのかイメージが伝わってこない。この地域は高齢化の問題も抱えている。道路を行政がつくっても交通機関のアクセス問題もある」との指摘がありました。

街づくり交付金との兼ね合いもあり、早急に地区内の100パーセントの合意を図らなければなりません。今のままでいいと考える人(都市計画税等の問題)や都市基盤整備が他の地区に比べて遅れているので、何とか早く整備してほしいと願う人達があり、なんとも悩ましい問題でした。仕分結果は要改善でした。

●合併処理浄化槽設置助成事業

平成22年に改定した神奈川県生活排水処理施設整備構

想において、平成42年までに生活排水処理を100%にする事としているため、この事業が必要とされています。平成22年度の実績は新規設置16基。単独浄化槽からの転換は8基です。和泉市同様助成制度があり、平成23年の目標は45基で予算額1289万円です。

市民評価委員からは「近年の実績をもとに類推すると100年以上かかってしまう。本当にやる気があるのか。本来生活排水対策なのだからBODの目標値を定め、地元におろして地元と一緒に考えた方が良い。もっとPRの方法を考えた方が良い。市の方に規制や罰則をかける気があるのか。6000戸なら手分けして訪問し、転換に努力してほしいと訴える事も可能ではないか」等率直な意見が出されていました。

担当課長からは「単独浄化槽設置者へ個別に訪問させてもらう事は参考にする」との弁も聞かれました。

仕分け人コーディネーターからは「達成できない目標を定め、粛々と行くのは行政のモラルハザードだ。リアルな目標を定め取り組んで欲しい」との総括があり、結果は要改善でした。

●「地震対策等関連費」

主に街頭消火器の購入や収納箱修繕、避難場所案内標識設置等で平成23年度予算は約620万円。

「防災施設等維持管理費」は備蓄資機材維持管理、防災行政無線およびMCA無線等維持管理そして「揺れやすさ・地域危険度マップの」印刷、配布で平成23年予算額は3460万円です。

特に行政の説明に興味を持ったのは「従来避難は一同が集合して避難場所に移動していたが、3・11以降各自がそれぞれに避難するよう市の方針を変更した。

その為国や県の津波対策指標が出る前に、藤沢独自の考えで地域危険度マップを21万部作成し、全戸配布の予定とのことでした。これらは多言語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）に対応し、危険度の表示、危険個所に関する情報、避難情報等を掲載するそうです。

始めて聞いた「ゆれやすさマップ」に記載の情報は震度階級、液状化、危険個所に関する情報、学習情報、啓発情報が記載されるようです。

今秋には出来るとのことですので、実物をぜひとも拝見したいと思いました。

国、県の動向を待たず藤沢市独自の判断でマップを作成し、取り組むことについては高い評価が市民委員からありました。

一方3・11の余波を経験した市民評価委員からは仕分け人の質問について強い不満が述べられました。

いわく「今日のメインはこの事業だと意気込んで聞いていたががっかりした。当日避難所に集合したのは約400人。夜になって備蓄倉庫を開けようにも明りがなく難儀したことや粉ミルクを溶かすにはお湯が必要だが電源がなかったことなど、現場にもいかず、市民の声にもリサーチせず、この程度の質問で仕分けを行うのは市民感情としてそ

ぐわない。もっともっと議論を深めて欲しかった」との意見でした。藤沢市の場合は1日目と2日目で市民仕分け人の交代はありましたが、それでも1日中10を超える事業を仕分けする準備は相当のものだと感じました。和泉市でもいつの日かこの手法を取り入れ、事業仕分けを行う日が来ることを願っています。

その為に担当の方に事業仕分けの予算的な事もお教え頂きました。もっとも構想日本ならNPO組織ですので、実費程度の負担だと思います。

昌子の日記&予定

- 7/1 本会議
- 7/2 この町のかたち研究会
- 7/3 岸和田女性フォーラム
- 7/4 和泉中央駅会報配布、あすの榎尾川を考える会
- 7/5 和泉中央駅会報配布
- 7/6 和泉府中駅会報配布、ごみ問題学習会
- 7/7 ソロプチ支援事業「性感染症講座」石尾中学校
- 7/8 和泉中央駅会報配布、ソロプチ奉仕活動
- 7/9 万葉講座
- 7/11 総務安全委員会視察（埼玉県北本市）
- 7/12 // （東京都豊島区）
- 7/16,17 神奈川県藤沢市事業仕分け傍聴
- 7/20 和泉中央駅会報配布
- 7/21 和泉府中駅会報配布、近畿市民派議員交流・学習会 in 高槻
- 7/22-24 福島県堤防、ダム調査
- 7/25 生活排水対策推進協議会傍聴
- 7/26 信太山駅会報配布
- 7/27 光明池駅会報配布
- 7/28 北信太駅会報配布
- 7/29 和泉中央駅会報配布
- 7/30 榎尾川を歩こう

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 〒594-1155 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(全国万葉協会会員)

・会費 1,000円(3か月分) 14-16時

・93回 9/10(土) 柿本人麻呂妻への絶唱の歌
(江津物語)

・94回 10/9,10(日、月) 万葉バスツアー(泊)

ぐるっと人麻呂! 石見の国 万葉歌碑巡り

<途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎ絵

・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料

・9月14日(水) 13時~16時

パソコン講座(参加費無料)

・8月は夏休みです

市政相談会

・第2、4水曜日 20:00~21:30